

三田市障害児療育センター条例新旧対照表

現行	改正案																											
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び事業)</p> <p>第3条 第1条の目的を達成するため、センターに次の左欄に掲げる施設を置き、同表の右欄に掲げる事業を行う。</p> <table border="1" data-bbox="190 379 1093 694"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児通園施設</td> <td>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する業務に関すること。 (2) 知的障害児の独立自活に必要な知識技能を与えること。</td> </tr> <tr> <td>身体障害児通園施設</td> <td>(1) 肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「肢体不自由児等」という。)の療育に関すること。 (2) 肢体不自由児等の独立自活に必要な知識技能を与えること。</td> </tr> <tr> <td>発達経過観察事業施設</td> <td>市長が健康診断により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(名称及び定員)</p> <p>第4条 前条に規定する施設の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="190 842 1093 976"> <thead> <tr> <th>施設の種別</th> <th>名称</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児通園施設</td> <td rowspan="2">かるがも園</td> <td rowspan="2">30人</td> </tr> <tr> <td>身体障害児通園施設</td> </tr> <tr> <td>発達経過観察事業施設</td> <td>すくすく教室</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第9条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第7条及び第8条の規定の適用については、第7条中「市長」とある</p>	施設	事業	知的障害児通園施設	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する業務に関すること。 (2) 知的障害児の独立自活に必要な知識技能を与えること。	身体障害児通園施設	(1) 肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「肢体不自由児等」という。)の療育に関すること。 (2) 肢体不自由児等の独立自活に必要な知識技能を与えること。	発達経過観察事業施設	市長が健康診断により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。	施設の種別	名称	定員	知的障害児通園施設	かるがも園	30人	身体障害児通園施設	発達経過観察事業施設	すくすく教室	40人	<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する事業を行う。</p> <p>(名称、内容及び1日当たりの定員)</p> <p>第4条 前条に規定する事業の名称、内容及び1日当たりの定員は、次のとおりとする。ただし、1日当たりの定員について市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1160 842 2078 1200"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>内容</th> <th>1日当たりの定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かるがも園</td> <td>(1) 知的障害児並びに肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「障害児等」という。)の療育に関すること。 (2) 障害児等の独立生活に必要な知識技能を与えること。</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>すくすく教室</td> <td>市長が健康診断等により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5条～第9条 省略 (指定管理者による管理)</p> <p>第9条の2 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条(同条の表を除く。以下同じ。)、第7条及び第8条の規定の適</p>	名称	内容	1日当たりの定員	かるがも園	(1) 知的障害児並びに肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「障害児等」という。)の療育に関すること。 (2) 障害児等の独立生活に必要な知識技能を与えること。	30人	すくすく教室	市長が健康診断等により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。	15人
施設	事業																											
知的障害児通園施設	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する業務に関すること。 (2) 知的障害児の独立自活に必要な知識技能を与えること。																											
身体障害児通園施設	(1) 肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「肢体不自由児等」という。)の療育に関すること。 (2) 肢体不自由児等の独立自活に必要な知識技能を与えること。																											
発達経過観察事業施設	市長が健康診断により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。																											
施設の種別	名称	定員																										
知的障害児通園施設	かるがも園	30人																										
身体障害児通園施設																												
発達経過観察事業施設	すくすく教室	40人																										
名称	内容	1日当たりの定員																										
かるがも園	(1) 知的障害児並びに肢体不自由及び聴覚又は言語に障害のある児童(以下「障害児等」という。)の療育に関すること。 (2) 障害児等の独立生活に必要な知識技能を与えること。	30人																										
すくすく教室	市長が健康診断等により経過観察が必要と認めた児童に療育等の機会を与えること。	15人																										

のは「指定管理者」と、「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第 8 条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」とする。

以下省略

用については、第 4 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第 8 条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「休所日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休所日を変更し」とする。

以下省略